

事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 2 8 日

(一社)不動産協会  
(一社)不動産流通経営協会  
(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 御中  
(公社)全日本不動産協会  
(一社)全国住宅産業協会  
(公財)不動産流通推進センター

国土交通省 不動産・建設経済局不動産課

「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」につきまして、FATF 第 5 次対日相互審査に向けて財務省より以下、【改訂事項】について対応を求められたことに伴い、本ガイドラインを「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に関するガイドライン」として、別添のとおり、改訂したのでお知らせ致します。貴団体加盟の会員事業者への周知方よろしくお願い致します。

#### 【改訂事項】

(1) 「監督当局によるモニタリング」の項目を追加

##### <改訂の理由>

他の特定事業者のガイドラインには項目の記載があるところ、宅建業者のガイドラインには記載がなかったため、他の特定事業者との並びで項目の記載を追加

(2) 「拡散金融※」に関する内容を追加し表現を明確化

※拡散金融とは、大量破壊兵器（核・科学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関与するとして資金凍結等措置の対象となっている者に、資金又は金融サービスを提供する行為を指す。

##### <改訂の理由>

拡散金融については、これまでもガイドラインに記載はあったところ、新たに追記する部分はありますが、主として、ガイドラインの表題以下、該当部分に「拡散金融」という言葉を追記し、拡散金融にも対応したガイドラインであることについて表現を明確化